

育児休業等条例に関する説明資料

(令和 7 年第 5 回仙北市議会定例会)

総 務 部 総 務 課

仙北市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行により、部分休業制度において 1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにする等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 非常勤職員に係る部分休業の取得要件緩和に伴い、条例で定める部分休業を取得できない非常勤職員の要件を改めることとする。（第 19 条関係）
※非常勤職員が部分休業を取得できる要件のひとつに、「1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるものに限る。」という要件があったが、これを撤廃する。1 週間の勤務日の日数が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって 1 年間の勤務日の日数が 121 日以上である非常勤職員は、部分休業を取得できる。
- (2) 部分休業のうち 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で休業する方法（「第 1 号部分休業」という。）の承認単位及び承認について定めることとする。（第 20 条関係）
※第 1 号部分休業：1 日につき 2 時間の範囲内において 30 分単位で取得可能。勤務時間の始めと終わりに限り承認することとしていた取り扱いを廃止。
- (3) 部分休業のうち 1 日の全部又は一部を休業する方法（「第 2 号部分休業」という。）の承認単位及び承認について定めることとする。（改正後の第 20 条の 2 関係）
※第 2 号部分休業：1 年につき、常勤職員は 7 7 時間 30 分、非常勤職員は 1 日あたりの勤務時間に 10 を乗じて得た時間の範囲内で、1 時間単位で取得可能。
- (4) 第 2 号部分休業において、休業できる時間数を定めることとする。（改正後の第 20 条の 4 関係）
- (5) 第 1 号部分休業と第 2 号部分休業のいずれを請求するかの特出の内容変更を認める特別の事情を定めることとする。（改正後の第 20 条の 5 関係）
※職員は第 1 号部分休業と第 2 号部分休業のいずれを請求するかを申し出たうえで請求する。一度申出をすれば、その年度は第 1 号部分休業と第 2 号部分休業のどちらかしか請求できない。ただし、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと等の特別な事情があれば、変更することが可能。
- (6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 24 号）第 19 条第 6 項において準用する同法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、（5）の特出の内容変更とすることとする。（第 22 条関係）
- (7) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

※経過措置の内容

令和8年3月31日までの期間については、非常勤職員以外の職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限は38時間45分、非常勤職員については当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に5を乗じて得た時間とする。

（令和7年10月1日施行で、令和7年度末までは半年の期間のため。）